

平成26年6月  
大竹市議会定例会（第2回）議事日程

平成26年5月26日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会期決定について	
第 2		一般質問	
第 3	報告第 5号	繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）	報告 報告 総務文教付託 （一 括） 生活環境付託
第 4	報告第 7号	大竹市土地開発公社の経営状況について	
第 5	議案第40号	平成26年度大竹市一般会計補正予算（第1号）	
第 6	議案第41号	平成26年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）	
第 7	報告第 6号	予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）	報告
第 8	報告第 8号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報告 （一 括） 報告
第 9	報告第 9号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	
第10	報告第10号	専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）	報告
第11	認 第 1号	専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）	即 決
第12	諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	即 決 （一 括） 即 決
第13	諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第14	諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	
第15	議案第38号	大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	総務文教付託 （一 括）
第16	議案第39号	大竹市火災予防条例の一部改正について	
第17	平成26年請願第2号	手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	生活環境付託

○会議に付した事件

- 日程第 1 会期決定について（表決）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 報告第 5号から日程第 6 議案第41号（報告・説明・付託）
- 日程第 7 報告第 6号（報告）
- 日程第 8 報告第 8号から日程第 9 報告第 9号（報告）
- 日程第10 報告第10号（報告）

- 日程第11 認 第 1号 (説明・表決)
- 日程第12 諮問第 1号から日程第14 諮問第 3号 (説明・表決)
- 日程第15 議案第38号から日程第16 議案第39号 (説明・付託)
- 日程第17 平成26年請願第2号 (付託)

○出席議員 (15人)

1番	寺岡公章	2番	大井 渉
3番	網谷芳孝	4番	藤井 馨
5番	乃美晴一	6番	児玉朋也
7番	北林 隆	8番	山崎年一
9番	細川雅子	11番	上野克己
12番	原田 博	13番	二階堂 博
14番	田中実穂	15番	西川 健三
16番	山本孝三		

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者

市	長	入山欣郎
副	市長	大原 豊
教	育 長	大石 泰
総	務 部 長	太田 勲男
市	民 生 活 部 長	青森 浩
健	康 福 祉 部 長 兼	正木 丈治
福	祉 事 務 所 長	
建	設 部 長	大和 伸明
上	下 水 道 局 長	稲田 正文
消	防 長	西岡 靖
総	務 課 長 併 任 選 挙	米中 和成
管	理 委 員 会 事 務 局 長	
企	画 財 政 課 長	吉岡 和範
自	治 振 興 課 長	吉田 茂文
市	民 税 務 課 長	北林 繁喜
社	会 健 康 課 長	政岡 修
福	祉 課 長	吉原 克彦
監	理 課 長	香川 晶則
土	木 課 長	平田 安希雄
上	下 水 道 局 業 務 課 長	重本 隆男
総	務 学 事 課 長	野崎 光弘
生	涯 学 習 課 長	橋村 哲也
消	防 本 部 消 防 課 長	池田 宗吾

消 防 署 長	平 池 泰 憲
○出席した事務局職員	
議 会 事 務 局 長	福 重 邦 彦
議 事 係 長	三 浦 暁 雄

+

### 会期決定について

平成26年6月大竹市議会定例会（第2回）の会期を、次のとおり定める。

平成26年5月26日提出

大竹市議会議長 寺岡公章

自 平成26年5月26日

11日間

至 平成26年6月 5日

### 会期日程表

期 日		会 議		付 記
月 日	曜	本会議	委 員 会	
5. 26	月	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・開会 ・会期決定</li> <li>・一般質問</li> <li>・一般議案上程（即決・付託）</li> <li>・請願上程（付託）</li> <li>・散会</li> </ul>
27	火		生活環境委員会	付託案件審査 ・議案委員長報告（表決）
28	水	休 会		
29	木			
30	金		総務文教委員会	付託案件審査 10時～
31	土			
6. 1	日			
2	月		岩国大竹道路対策特別委員会 まちづくり対策特別委員会 安心安全対策特別委員会	10時～
3	火			
4	水			
5	木	本会議		<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般議案委員長報告（表決）</li> <li>・請願委員長報告（表決）</li> <li>・閉会</li> </ul>

平成26年6月大竹市議会定例会（第2回）

一般質問通告表

- 1 6番 児玉朋也 議員  
質問方式：一問一答

**AEDの有効に利用できる仕組みについて**

一般の人が自動体外式除細動器（AED）を使えるようになってから、10年が経過しました。設置台数は急増してはいますが、効果的な利用について課題が多くあります。大竹市の設置内容・保守管理・利用促進などについて質問いたします。

- 2 9番 細川雅子 議員  
質問方式：一問一答

**まちを前に進める市民の力を応援しましょう**

「若い女性の流出により、県内市区町村で消滅の危機に直面」と衝撃の見通しが発表されました。本市も例外ではありません。財政面だけでなく、人的資源まで枯渇する厳しい予想を突き付けられたら、「笑顔・元気 かがやく大竹」の将来像も虚しく感じられます。この厳しい現実を受け止め、なおかつ笑顔・元気を失わないために何ができるでしょう。

私は、市民の皆様が「まちづくり」の当事者として主体的にかかわり、解決する力（市民力）こそ、閉塞感に満ちた状況を打開する原動力になると考えます。

市長は、大竹市の市民力はどの程度ついているとお考えでしょうか。また、課題についてお考えはありますか。

大竹市行政評価の状況

市民提案事業の状況

高齢化の進む地域の状況など

個別の状況分析から全体像の説明をお願いします。

- 3 16番 山本孝三 議員  
質問方式：一括

**子ども・子育て支援制度について**

・平成27年度から施行されるとする、子ども・子育て支援制度についての「改正」内容の説明を求めます。

・新たな制度内容について、問題意識をお持ちでしょうか。市の対応について伺います。

**生活道の維持・管理について**

・路面補修が遅れ、事故が発生しています。補修管理にどう取り組んでいますか。

・財源措置を含め計画的対応を示して下さい。

10時00分 開議

○議長（寺岡公章） 皆さん、おはようございます。

定足数に達しておりますので、これより平成26年第2回大竹市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

#### 会議録署名議員の指名

○議長（寺岡公章） この際、本日の会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において、9番、細川雅子議員、11番、上野克己議員を指名いたします。

本日の議事日程、会期決定について、一般質問通告表、請願第2号、諸般の報告についてを議席に配付させておきましたが、配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 配付漏れなしと認めます。

定例会招集に当たり、市長から挨拶があります。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 本日、ここに大竹市議会定例会が開会されるに当たりまして、御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙のところ、御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

それでは、このたびの定例会で御提案をいたします議案について申し上げますと、繰越明許費繰越しなどの報告についてを初め、大竹市土地開発公社の経営状況について、専決処分の報告及び御承認を求めることについて、人権擁護委員候補者の推薦について、条例の一部改正について、一般会計及び特別会計の補正予算についてなど、合わせて14案件でございます。これらの議案の内容につきましては、後ほど詳しく御説明をいたします。

議員の皆様方におかれましては、どうか十二分に御審議をいただきまして、ぜひとも議決賜りますようによろしくお願い申し上げます。

以上、定例会の開会に当たりましての御挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、直ちに日程に入ります。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 会期決定について

○議長（寺岡公章） 日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から6月5日までの11日間といたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、会期は11日間と決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第2 一般質問

○議長（寺岡公章） 日程第2、一般質問を行います。

この際、念のためお願いしておきます。

議会運営委員会の申し合わせにより、今回は代表制をとり、質問時間は答弁を除いて会派の代表が1時間以内、その他は30分以内とし、質問回数は5回以内ということになっております。

また、一問一答方式を選択された場合、1回目の質問は一括方式の形で登壇して行い、執行部からも登壇して一括で答弁を受けます。2回目の質問以降は質問席で行いますが、質問席では通告された項目ごとに4回までの発言となります。

なお、時間の予告は従来の例により、5分前1打、1分前2打、定刻で乱打いたしますので、申し添えておきます。

質問の通告を受けておりますので、順次発言を許します。

6番、児玉朋也議員。

〔6番 児玉朋也議員 登壇〕

○6番（児玉朋也） おはようございます。6番、公正クラブ、児玉です。

最近、テレビ、新聞等でよく取り上げられております自動体外式除細動器（AED）について、質問してまいりたいと思います。

医療従事者以外の一般の人がAEDを使えるようになったのは2004年7月からで、ことして10年が経過しようとしております。

5月14日付の新聞によりますと、AEDの国内設置台数は、2004年末の7,000台余りから2011年末には38万3,000台へと急増しました。命を救われる人は確実にふえて、総務省消防庁の集計で、2012年に一般市民がAEDによる除細動を実施した症例は881件、このうち365人、41.4%が助かり、その86.8%が社会復帰を果たしている。しかし、一方では市民に目撃された心肺停止症例は2万3,797件に及び、AEDの利用はわずか3.7%だそうです。

当初、AEDの普及は、設置台数をふやすことを重点的に行ってきた、効果的な配備や設置した場所の市民への周知がおくれていることなどを、AEDの恩恵を受けられなかった理由の1つに掲げています。

大竹市における設置台数、設置配置基準は、どのようになっていますか。設置箇所については、市民の皆様から意見として常日ごろから、どこに行けばAEDがあるの、情報を発信してほしいとの声を聞きます。なかなか情報発信にまで至っていないように思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

多くの市町では、設置場所をホームページ上で公表し、その中で新たに設置した掲載のない施設などは随時変更していき、最新の情報提供に努めて市民への周知を図っています。また、ある市町では、独自には設置場所の公表はしていないが、ホームページ上に一般財団法人日本救急医療財団へリンクするようにしています。これを利用することにより、条

件検索で全国の知りたい箇所の設置場所がわかるようになっております。

この日本救急医療財団は、AEDがより一層有効に使われるために、地域の住民や救急医療にかかわる機関に対して、地域に存在するAEDの設置場所の登録の協力を呼びかけて、その情報をもとに公表しております。住所を大竹市で検索すると、78件の大竹市内の設置施設名、建物名、住所、設置台数、登録番号が表示されました。

昨年9月に作成された適正配置のガイドラインの中で、設置が推奨される施設の具体例を挙げて、効果的、効率的に利用できる環境を考慮すべきとしています。

また、施設内の配置についても、発生場所と設置場所のミスマッチがないように、心肺停止から5分以内に除細動が可能な配置を考慮して、心停止のリスクがある場所、運動場や体育館、プールの近くの配置やAED配置場所の周知を考慮すべきとしています。設置場所、配置場所で、大竹市として考慮されていることをお聞かせください。

大竹市が設置した台数と、民間団体や、企業や個人などが保有しているであろう市内の設置台数は、どのぐらいありますか。

消防署が心停止の救急の連絡を受けた場合に、AEDの設置箇所を管理している神戸市では、通報した人の近くにAEDの設置箇所を教えて、通報者と連携して一刻も早く使ってもらうように指示しているようです。さらに踏み込んだ取り組みとして、AEDを設置した施設内に連絡をし、時間短縮の目的で、施設の人が現場まで運んでもらう取り組みも行って、実際に成果を上げているようです。

大竹市内でAEDを実際に使った事例などがありましたら、教えてください。使用状況や課題点などもお願いいたします。

先ほどの検索件数の78件以上あると推測しますが、今後、設置状況の公表予定はあるでしょうか。大竹市のホームページ上に日本救急医療財団へリンクするようになれば、簡単に公表できると思いますが、民間とは違って何か難しい問題があるのでしょうか。78件の公表の中に、保育所の設置がさかえ保育所のみでしたが、他の保育所への設置状況をお聞かせください。

一般の人がAEDを使用できるようになった当初は、子供に使用することは認められていませんでした。2006年からは、子供用にも使用が認められましたが、通常大人は8歳以上もしくは体重25キロ以上で、子供用は機種によっては乳児から対象となっている物もあると聞きますが、保育所、小学校に設置されているのは、大人用、子供用、あるいは電極パッドをかえて使うタイプなど、どれに当たるのでしょうか。

大竹市のホームページに、AEDを用いた心肺蘇生法の流れのページがあります。使用条件として、②に8歳以上あるいは体重25キロ以上の傷病者との記載がありますが、その記述は8歳未満の使用について誤解を招くように思いますが、それとも大竹市は8歳未満のAED使用に対して消極的なのでしょうか。

次に、保守管理についてお聞かせください。

厚生労働省がAEDの保守管理に求めることは、1、点検担当者の配置、2、点検担当者による正常に動くかどうかを示すインジケータの表示の日常点検、3、電極パッドやバッテリー等消耗品の交換時期が表示されたラベルの確認、4、消耗品の適切な交換・管



理などです。

大竹市では、どのようにして管理点検されているのでしょうか。平成25年度のそれら消耗品に関する費用はどれぐらいで、平成26年度予算をどれぐらい確保されておりますか。各施設では、その消耗品の交換予算は各施設の予算の中から出費となるのか、それとも消防費等からでしょうか。例えば、学校、保育所等はどのようになっていますか。各施設ごととなると、限られた予算内で対応となり難しいと思います。

大規模災害時の消防団の対応力を強化するため、総務省は26年ぶりに消防団装備の基準が決まり、その新規基準に照らした装備の拡充が求められるようです。AEDの装備は新規基準の1つだと聞いていますが、今後、消防団が装備することになるのでしょうか。

市では、市民を対象に救命講習を現在も行っています。市の人口に対する講習受講者の割合を、26年度目標値は7.0%、27年度目標値は10.0%としています。今後の装備に備えるため、消防団員への救命講習を積極的に働きかければ、受講割合の向上に少しでもつながると考えます。

また、貸し出しも行っていますが、貸与状況は年間どのぐらいの希望者がいらっしゃるのでしょうか。借り受けの条件として、使用責任者は、医師等の医療従事者もしくは消防署その他によるAEDを使用した救命講習等を修了している者とするとしていますが、その貸与条件では貸し出しに制限がかかってしまうと思います。見直しを行って借りやすいように条件緩和し、積極的にAEDを備えていくところもありますが、条件を緩和する考えはありませんか。

以上、壇上での質問を終わります。答弁よろしくお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） AEDに限らず、万が一に対する備えは、万全であるにこしたことはございません。しかし、その想定期間内に万が一が起こらないときには、その備えは過剰だったのではないかということにもなりかねません。しっかりとした検討が必要であろうと思います。

今回、御質問をいただきましたことで、市の施設のAEDの状況を改めて確認することができました。ありがとうございます。

それでは、児玉議員の御質問にお答えいたします。

児玉議員御指摘のとおり、自動体外式除細動器（AED）は、平成16年7月に医療従事者以外の一般の市民にも使用が許可されて以降、学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に設置が進んでおります。

しかしながら、心停止の状態で倒れた方を目撃した場合、一般市民がAEDを用いて電気ショックを実施した割合は全国でも3%台にとどまり、AEDの使用例はまだまだ少ないのが現状でございます。

このようなことから、一般財団法人日本救急医療財団では、AEDの適正配置に関するガイドラインを平成25年9月9日に作成されたところです。

これを受けて、厚生労働省医療政策局から県に対して、ガイドラインを参考にして、A

EDの効果的かつ効率的な設置拡大を進めるよう依頼が行われ、県からは市に対して、同様の配慮をするよう要請があったところでございます。

このガイドラインは、AEDの効率的で円滑な利用を促し、もって病院外での心停止の救命を促進するため、自治体や民間施設等において、一般市民が使用することを目的としたAEDの効果的かつ効率的な設置を促すものとなっております。

御質問の、ガイドラインを受けての市としてのAED設置の考え方でございますが、これまでも再編交付金を充てるなど、財源を確保して積極的に公共施設に配置してきたところでございますが、今後もガイドラインを参考にして、適正配置の検討を進めます。

次に、市内におけるAEDの設置状況等でございますが、議員御指摘のように、このガイドラインを作成された日本救急医療財団のホームページでは、設置していることの公表に同意された施設を市町村ごとに検索できるようになっております。これによりますと、市内には78台の設置が公表されており、そのうち市の公共施設以外が52台で、市の公共施設が26台となっております。

しかし、公共施設について確認してみますと、複数の施設において重複掲載されており、また掲載されていない施設もあるようでございます。実際には、市民貸出用も含めて、本庁、公民館や学校などで29台を設置しております。また、AEDを設置していない保育所につきましても、設置を検討しているところでございます。

今後、市ホームページに、AEDの貸し出し・市内公共施設などの設置状況についてのページを作成し、設置施設や施設内の配置場所、使用可能時間などについて公表するとともに、日本救急医療財団のホームページにもリンクを設定してまいります。

次に、AEDの使用状況と課題点についてでございます。

市の所有するAEDにつきましては、貸出用も含め、実際に使用されたことはございません。また、市内の事業所等が所有するAEDにつきましては使用状況を把握しておりませんが、大竹市消防本部の救急出動において、平成19年に1件だけ救急隊が到着する前にAEDを装着したことがありましたが、実際に電気ショックをする心電図波形ではなかったため、ショックまでは行っておりません。

課題点につきましては、AEDは誰でも使える機器でございますが、使用方法を誤ると周りの人にも危害が及ぶ可能性もございますので、消防署で実施しております救急講習等で正しい使用方法の普及宣伝に今後も努めてまいります。

次に、機器の保守管理でございますが、基本的には設置されている各施設を所掌する課において保守管理しており、平成26年度においても必要な予算を各課に措置しております。また、バッテリーやパッドの交換期限を失念することのないよう、総務課において情報を集約し、二重にチェックする体制もとっております。また、このたび機器の適正管理のさらなる注意を喚起するため、厚生労働省が作成した機器点検のポイントを記載したチラシを改めて各課に配布したところでございます。

次に、消防団へのAEDの配置予定でございますが、本年2月に東日本大震災などの大規模災害に対応するため、消防団の装備の基準が改正されました。大きく分けて安全確保のための装備、双方向の情報伝達が可能な装備、救助活動用資機材について拡充され、大

竹市にも国から消防団用の救助資機材搭載型車両の無償貸付先の決定があったところでございます。この決定により、今年度、消防団用に救助資機材搭載型小型動力ポンプ積載車が1台配備されることとなっております。その車両計画装備品リストにAEDがありますので、消防団へAEDが1台装備されることとなります。

また、今後も国からの有利な財源などを検討しながら、消防団への装備を拡充していく予定でございます。

最後に、AEDの貸し出しについてでございます。

AEDの貸し出しは、平成23年度から実施しており、現在までにスポーツ関係者などへ累計17回貸し出してしております。貸し出し要件につきましては、原則、医師等の医療従事者または消防署その他でAEDを使用した救命講習等を修了した方がいることとしております。この要件を付しておりますのは、貸し出す相手にAEDの講習経験があるかないかを判断し、経験のない方にAEDを適正に使用できるように指導できるようにすることを考慮してのことでございます。

本市では、市民が受講できる救命講習を年2回開催しておりますが、希望があればいつでも受講できるようになっております。また、ボランティアグループの心肺蘇生を広める会アットマーク大竹による救命講習も開催されており、受講する機会も複数ございます。

AEDは講習を受けたことがない方でも使えますが、日本救急医療財団が作成したAEDの適正配置に関するガイドラインにもありますように、より質の高い救命処置を行うためには、AEDの講習を受けていることが重要でございます。

他の多くの自治体も、より質の高い救命処置を行うために、本市と同様な貸し出し条件を設けております。ただ、救命講習等を修了していないことによって、AEDの使用が制限されるべきではありませんので、こうしたことも考慮しながら、今後の貸し出しについては個々のケースに応じて柔軟に対応していきたいと思っております。

以上で、児玉議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 6番、児玉議員。

○6番（児玉朋也） ありがとうございます。

今の市長の答弁では、今後、ホームページへのAEDの貸し出し、公共施設などの設置状況、配置場所に使用可能時間の公表とか、また、日本救急医療財団のホームページにもリンクしていただけるとのこと。またですね、消防団への1台の装備、今後、拡充予定とのことで、大変ありがたいと思っております。質問したかいがあったと思っております。

答弁漏れが何点かございましたので、少し再質問をさせていただきたいと思っております。

まず、保育所、小学校に設置されているのは、大人用なのか子供用なのか、それとも電極パッドをかえて使うタイプなのかということ。それともう一つ、大竹市のホームページにAEDを用いた心肺蘇生法の流れの中の使用条件の2のところは抜けておりますので、もう一度、答弁願いたいと思っております。

けさ、ホームページ見てみますと、多分これ、今直しているんだろうと思っておりますけれども、心肺蘇生法の流れが消えておりました。そのところ、少しお願いいたします。

○議長（寺岡公章） 消防長。

○消防長（西岡 靖） 私のほうから、ホームページへの掲載の件についての答弁漏れについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のように、誤解を招く表現になっておったかと思います。現在の使用のガイドラインによりますと、小児用に対しても、もし小児用のAEDがない場合は、成人用のAEDを使用しても差し支えないというような、そういうガイドラインになっております。現在のホームページの記載では、ちょっとその辺が誤解を招くおそれがございますので、議員の御指摘のとおり、現在、ホームページのほうは修正のほう、その他の部分についても、わかりやすいようなホームページにしていきたいということで、今、修正を加えておるところでございます。御指摘どうもありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） 保育所へのAEDの設置の件でございます。

現在、公立保育所にAEDが設置されておられませんので、今後、設置に向け、検討をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（寺岡公章） 教育長。

○教育長（大石 泰） 小学校についてですけども、小学校には全て設置はされておりますけども、現在、大人用を使用しているところがございます。

以上です。

○議長（寺岡公章） 6番。

○6番（児玉朋也） ありがとうございます。いろんな対応をさせていただいているということで、保育所の設置のことなんですけれども、どこの保育所でも同じような格差がない対応を十分、早急をお願いしたいと思います。

またですね、大竹市のAEDの借受書というのを見ますと、2台が総務課保管、1台が教育委員会が保管されていますよね。今の答弁にございましたように、大人用しか置いてないということで、除細動の出力エネルギーは、大人で150ジュール、子供で50ジュールと言われております。8歳未満の子供は、大人の3分の1ほど出力は低減されていますけれども、設置する場所、年齢を踏まえて設置していかなければ、やはり小学校に置いておるのが大人用というのでは、おもしろくないかなというように考えます。

子供の突然死の原因として、心臓しんとうというのがあると言われております。脳しんとうというのは脳が激しく揺れ動いたときに発症するように、心臓しんとうとは、発達段階の子供が胸の周りの骨組みがやわらかいので、衝撃が心臓に伝わりやすいということで起きやすいそうです。軽いスポーツなどでボールが胸に当たったり、子供同士の遊びの中で肘や膝が胸に当たったり、少しの衝撃で発生することもあるようで、病院での電気ショック以外に助けられる唯一の方法がAEDによる、早期除細動による救命だそうです。子供へのAEDの使用も十分考慮した設置、先ほども言ったんですけど、よろしくお願ひしたいと思います。

また、貸出要件についても、講習等のあるなしで使用制限をするべきでないかと答弁もございました。個々のケースに柔軟して対応できるならば、講習のあるなしを借受申込書のみにとどめていただきたいと思います。答弁のほう、できればひとつお願いします。

○議長（寺岡公章） いかがですか。

副市長。

○副市長（大原 豊） 児玉議員の2点の御意見でございますが、一応、要望として捉えまして検討させてもらいたいと思います。

以上でございます。

○議長（寺岡公章） 6番。

○6番（児玉朋也） 要望としてお願いいたします。小学校に置いてるのは子供用が私としてはいいと思うんで、だんだん暖かくなりまして、6月には運動会、その他イベント、プール開き等もございますんで、やはり子供中心としたAEDも一つの方法じゃないかと、そういうふうに考えております。

それで、もう一つ新聞を紹介したいんですけども、23日付の新聞紙上に出雲市のAED活用の新制度というのが紹介されております。救急車の到着に時間がかかる山間地域で、住民が自動体外式除細動器を持って現場に駆けつけ、救急隊よりも先に応急手当をするファーストレスポonder制度を始めると。救命率を高めるのが狙いで、同消防本部によると、石川県加賀市に続き全国で2例目。今後、導入地区をふやし、中山間地域の救命率の底上げを図りたいと、このように他市では一生懸命、努力している次第でございます。

救命率の向上を図る上でも、他の市町の取り組みで学べるところは学び、取り組んで、安心なまちづくりをしていただきたいと、そういうふうに思います。

今回、AEDの質問をいたしまして、私自身も市内のどこに、どのように設置されているのか、改めて再確認をいたしました。市のほうとしても、今後、情報発信していただけるということで、早急にしていきたいと回答もいただきました。疑問に思うことも、提案できることも一般質問させていただきましたが、今後、安心・安全なまちづくりをしていってほしいと思います。

持ち前の行動力と実践力で、市民の安心・安全を積極的に守っていこうと思っていらっしゃる入山市長に今後も期待いたしまして、一般質問を終わらせていただきたいとします。

ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 続いて、9番、細川雅子議員。

〔9番 細川雅子議員 登壇〕

○9番（細川雅子） おはようございます。9番、市民ネットの細川雅子でございます。

昨夜、日本女子サッカーのアジアカップの決勝戦がございまして、きょうは寝不足の方も多いのではないかと思います。なでしこジャパンの皆さん、本当おめでとうでございます。彼女たちを見ていると、まさに「笑顔・元気、かがやくなでしこジャパン」という印象を受けまして、私も大変勇気づけられました。

本日の一般質問のテーマは、市民自治にしておりますが、目指すところは笑顔・元気、かがやく大竹ということで進めてまいりたいと思いますので、その辺をしっかりと前提として一般質問を進めたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

先日、人口減に関する新聞報道がありました。全国紙に一面で取り上げられておりまし

たので、ごらんになった方も多いと思います。

その記事は、若い女性の流出により、2040年には広島県内の30市区町のうち12市区町が消滅の危機に直面する。大竹市も例外ではなく、20歳から39歳代の女性の人口比率が2010年と比較して約60%減少するというもので、これは有識者でつくる日本創成会議の人口減少問題検討分科会が出した推計です。

新聞報道されるまでもなく、本市の高齢化は、平成26年4月時点で31%を超えております。そして、地区ごとの高齢化率を見ますと、既に100%の地区があることや、50%を超えている地区が6地区あることに気づかされます。

身近なところでは、玖波地区の高齢化の推移を見ると、これは私の計算ですが、平成16年は地区の平均高齢化率が松ヶ原も含めて24.5%だったのが、平成26年4月、10年後では36.3%となり、この中には既に40%を超えている地区も、玖波・松ヶ原11地区中、4地区ございます。これから10年後は、50%を超えた地区がかなり出るのではないかと想像できます。

全国の事例では、少子化、高齢化が進み、自治会の機能が危ぶまれてきている地区や、地域のコミュニティーが維持できなくなっている地区もあるように聞いております。本市も例外ではないでしょう。高齢化だけに原因があるとは思いませんが、このままでは10年後、20年後に人がいない地区、住めない地区が出てくる可能性も否定できません。財政的な厳しさだけでなく、人的資源まで枯渇するという厳しい予想を突きつけられたら、笑顔・元気、かがやく大竹の将来像もむなしく感じられます。

しかし、私たちは、この厳しい現実から逃げることなく立ち向かうことで、笑顔・元気に暮らせるまちづくりができると信じております。そのまちづくりの力となるのが市民自治ではないでしょうか。平成23年に策定された第五次総合計画では、まちづくりの前提として、市民自治の推進と健全な行財政運営の推進を位置づけております。総合計画策定から丸3年たちました。きょうは、まちづくりを支える力となる市民自治に焦点を当てて、本市のまちづくりの実力、今後の課題を明確にしたいと思います。

まず最初に、総合的な評価についてお尋ねいたします。

市では、毎年、大竹市民の幸せ感に関するアンケートの結果と、第五次大竹市総合計画（わがまちプラン）前期基本計画における数値目標達成状況を取りまとめた報告書を作成し、発表しております。

この市民の幸せ感に関するアンケートでは、市民自治に関する設問として、「あなたの暮らす地域のことについてふだんから興味を持っている」というものと「自分もできれば何か地域の役に立てるようなことをやってみたい」の2問について聞いております。集約の結果については公表されておりますので、皆様御承知のこととは思いますが、興味を持っている人は60%ぐらい、何かやってみたいという人は50%弱で、両方合わせると半数以上の方が「はい」と答えています。この結果を捉えて、市民自治の理念が半数以上に受け入れられていると受けとめておられるようです。

しかし私は、平成23年度から3年間を比較したところ、何か役に立てるようなことをやってみたいに「はい」を回答した方が減る傾向にあるのが気になっています。

市長は、市民自治の現状について、本行政評価を含めて、ほかの施策なども含めて、全体としてどのような評価をされているのか、お尋ねいたします。

次に、具体的な事業についての評価をお尋ねいたします。

自治振興課が担当課として多くの事業を進められておられますが、市民自治の向上の視点で行っている主な事業としては、公共交通活性化事業、市民活動助成金事業、市制施行60周年市民提案事業などがあると捉えております。それぞれの事業について、事業の狙い、評価、課題、今後の方向性についてお尋ねいたします。

3つ目に、特に高齢化の進んだ地域の状況についてお尋ねいたします。

市内の各単位自治会を見ると、自分たちの地域の課題は自分たちでと、地域の中でさまざまな工夫や努力をしながら地域課題の解決に取り組んでいる地区も多いと感じられます。しかし、前述のとおり、高齢化と人口減少が進み、自治会運営や地域コミュニティの維持が難しくなっている地域もあると聞いております。10年後、20年後を見据えたら、今から何かの対策が必要ではないでしょうか。

とはいえ、市の職員が出向いて地域課題の解決を肩がわりしてしまうやり方では、地域の方々は市の職員に頼ってしまいます。これではいつまでたっても自治の力は成長しません。効果的な対策がなかなか見つからないようですが、まずは現状認識からということでお尋ねいたします。

市は、高齢化の進んだ地域の状況をどのように捉えていらっしゃるか、また、支援のあり方について、市長の考え方を問います。

以上、3点について、壇上での質問を終わります。

よろしく御答弁お願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） それでは、細川議員の「まちを前に進める市民の力を応援しましょう」の御質問にお答えいたします。

日本創成会議の人口減少問題検討分科会の大変厳しい予測の公表に際して、増田座長は「この現実を立脚点として、政治・行政・住民が一体となり、議論し、知恵を絞る必要がある。いたずらに悲観することはない。未来は変えられる。未来を選ぶのは私たちである」とコメントされています。

我々も、日々変わり行く社会情勢を見きわめながら、笑顔や元気が将来にわたってかがやく大竹市をつくっていくために、努力を続けなければならないと思っております。わがまちプランの基本理念であり、前提条件でもある市民自治についての御質問をいただきました。ありがとうございます。

それでは、まず1点目の市民自治の現状についての評価についてお答えいたします。

わがまちプランにおいて、市民自治は、市民の皆様みずからが、まちづくりを自分の問題として捉え、考え、行動できることと定義しております。このような状態にあるとき、市民の皆様にとっての大竹市は、大切な場所であり、誇りや愛着を持つ対象であろうと思っております。

そのため、わがまちプラン策定以来、市民自治を進めていく前段階として、まずは大竹市のよいところを知ってもらい、まちに興味を持ってもらう仕掛けを継続的に実施しているところがございます。

大竹市民の幸せ感に関するアンケートは、わがまちプランの基本目標それぞれに、幸せ感の尺度を「うれしい」「ほっとする」「ありがたい」など幾つか示して、そのような気持ちになれるかを聞いていますが、これは政策評価として整理するとともに、アンケートに寄せられた心配事を少しでも減らせるように、広報紙で紹介、解説するなどして、わがまちプランの考え方が広がるように取り組んでいます。

このアンケートの、大竹市に住んでよかったと思えるまちづくりができているかどうかに対する評価につきましては、約6割の市民の皆様は、漠然とではありますが、幸せ感を感じながら日々の生活を送っておられると整理しています。また、市民自治につきましては、細川議員から御紹介のあったとおりで、半数以上の市民の皆様は市民自治の考え方を受け入れてくださっていると評価しています。

なお、この評価は3年間ほとんど変わっておりません。

一般的にアンケートや推計の数値には誤差が含まれていますので、7割くらいの方が自分の暮らす地域を好きだと思っているとか、居住意向が強い方が自分の暮らす地域に興味を持っているなど、傾向として見るものと考えており、余り大きな変動がない数値につきましては一喜一憂しないことにしています。

しかし、大竹市民の幸せ感に関するアンケートは、3年間違う方を対象に協力をお願いしたのですが、毎年同様な傾向になっていますので、市民の皆様へ向けての説明やPRに積極的にデータを使い、まちづくりに役立てていきたいと考えております。

さて、今年度、本市が市制施行60周年を迎えるに当たりまして、昨年の9月から広報に「新大竹物語」と題した特集記事を掲載しています。この特集は、情報発信プロジェクトチームが協働意識の醸成と大竹を愛する人づくりにつながる情報発信を基本方針として作成しているものでございます。

この中に、それぞれの目的は違えど、その活動は全てよりよいまちづくりへとつながっていくという視点で、夢のため、人のため、地域のため、一つのことに打ち込んで頑張っている人などを「輝く人」として紹介させていただいています。本市には多くの輝く人がいらっしゃいます。彼らの活動が多くの人に知られ、賛同を得、広がっていくことを期待したいと思います。

このようなことから、わがまちプランの基本理念は、本市においても少しずつ根をおろしていっているものと考えています。

次に、2点目の自治振興課の施策についてお答えいたします。

まず、地域公共交通整備事業についてでございます。

地域公共交通整備事業の目的は、将来にわたり、市民が快適かつ安心して外出・活動できる交通環境を整えることでございます。

しかしながら、運行に係る赤字は貴重な税金で補填することになりますので、将来にわたって公共交通を運行するためには、一定の運賃収入を確保することも必要でございます。



そこで、公共交通整備事業については、市民みずからが、まちづくりを自分の問題として捉え、考え、そして行動する市民自治と、行政と市民がともに考え、行動する協働の手法で整備することとしております。

これは、公共交通を必要とされる市民の皆様、計画の策定段階から参加していただき、みずからが決めた運行計画に責任と愛着を持っていただくことで、公共交通に対する応援につながり、結果として利用者がふえ、運賃収入が確保でき、公共交通を継続することができると考えているからでございます。

現時点での評価につきましては、こいこいバスについては、大竹市地域公共交通総合連携計画の整備コンセプトどおりに整備できており、また、先日の新聞報道にもありましたように、利用者・収支率ともに年々増加している状況ですので、大いに評価できると考えております。

支線交通は、公共交通の計画に完成形を定めていないことから、進捗状況の評価は困難でございますが、利用状況が低迷しているものにつきましては、いま一度、支線交通の整備コンセプトや整備方針などについて確認し、利用を促進していく必要があると考えております。

課題は、平成24年2月の栄町地区の栄ぐるりんバス以降、支線交通の整備が進んでいないことでございます。

今後の方向性につきましては、公共交通の計画に完成形を定めていませんので、地区住民の皆様と一緒に考え、運行事業者の協力を得ながら整備してまいりたいと考えております。

十

次に、市民活動助成金交付事業です。この事業の目的は、市民活動団体が地域の課題解決のため、みずから提案実施する事業を公募し、助成することにより市民活動の自主性を向上させることで、平成19年度から実施しております。今年度で7年目を迎えますが、スタート支援助成金を受けて新しく立ち上がる市民活動団体もふえてきており、市民の皆様のみちづくりに対する意識は着実に高まっていると評価しています。

課題は、市民活動団体が実施した事業の内容については、市広報や市のホームページで公表していますが、助成金の交付を受けた団体のその後の活動状況までは把握できていないこともございます。また、市民主体のみちづくりを推進するためには、市民活動がもっと広がり、より活発に行えるようになっていかなければならないと考えております。

今後の方向性でございますが、市民の皆様がもっと市民活動に関する情報を収集できること、活動したいときに相談ができたり、アドバイスが受けられるなどの支援体制が大切になってくると考えますが、そうした体制はまだ整っていませんので、支援できる仕組みをつくっていくことが必要になると認識しております。

続きまして、市制施行60周年市民提案事業につきましては、本市が今年市制施行60周年を迎えることを記念して、市民の皆様から提案を募集したものでございます。

わがまちプランが示す重点取組方向の施策に沿った事業を提案していただき、よいまちの実現に向けて、市民と行政が協働の視点で一緒に意見を出し合い、取り組むという方向性で進めており、昨年度2回の募集を行い、16の事業を採択しております。

現在、提案団体と担当課で役割分担しながら市内各所で事業が展開されており、評価と課題につきましては、もう少し後になるかと思えます。

ただ、先に終わった事業を参考に、これから実施する事業にアドバイスできるよう、事業の内容をよりよいものにしていくための検証は実施しています。また、この事業の実施を通して、市民の皆様と市職員の協働に対する認識もともに高まっていくものと考えます。

今後の方向性としましては、現在、市民の皆様が主役となって、よいまちをつくるための協働事業提案制度の検討をしておりますが、その制度のあり方について検証してまいりたいと考えております。

次に、3点目の地域の高齢化への対応策についてお答えいたします。

本市の71の単位自治会の実情について詳細には把握しておりませんが、大竹市自治会連合会の総会や地区懇談会など、折に触れて実情は伺っており、多くの自治会で役員の高齢化や後継者がいないといった悩みを抱えておられるようでございます。

活動の担い手不足などにより、自治会活動が停滞する状況が進んで地域全体の活力が衰退すると、地域での福祉機能の低下や消防団機能の低下による防災面での不安等、地域の安心が損なわれかねない大きな問題に発展するおそれも出てくると危惧をしております。

しかしながら、それぞれの自治会によって事情が異なりますので、全ての自治会の課題に対応できるような特効薬はございません。このまま人口減少が続けば、ごく小規模な自治会での自治会運営ができなくなるおそれがございますので、自治会の単位を地区の連合会単位に広げるなど、お互いが協力し合える体制づくりが必要であると考えます。

自治会連合会では、毎年、テーマを決めて先進地視察に行かれており、今年度は自治会の組織づくりをテーマにして視察先を検討していると伺っております。

大変難しい課題ではございますが、自分たちの住む地域をどのようにして守っていくのか、個人でできること、地域が担うこと、行政が担うことにつきまして、役員の方々を中心に地域住民の皆様と行政と一緒に考えていく必要があると考えております。

以上で、細川議員への答弁を終わらせていただきます。

○議長（寺岡公章） 9番、細川議員。

○9番（細川雅子） 一つ一つの事業について丁寧に御答弁いただき、ありがとうございました。

まず、最初にお尋ねいたしました市民自治についての全体的な評価と個々の事業の評価について、そのアンケート分析についてでございますが、総合評価に書かれているとおり、多くの方がというか、過半数の方が市民自治については肯定的に受けとめてくださっているという書いてあるのと同様な御答弁でございましたが、もう少し、これについては厳しく見ていただきたいなというふうに思っております。

というのは、半数が受け入れているというのは、逆から見ると半数近くの方が受け入れていないという見方もできます。多くの方が、もしかしたら、市民自治というのは、市ができないことをやらされているというふうに考えているからだというふうに思ったことはございませんでしょうか。職員の皆さんが、こういった市民のやらされ感というのを実感するような経験もあるんじゃないかというふうに思います。

一つ一つの事業について、狙いと評価については大変狙いどおりに進んでいる部分がありながら、こちらの市民自治については、いま一つ、数字がよい方向に動きが見えてこないということに、もう少し問題意識を持っていただきたいと思うんですけれども、ちょっと視点を変えますと、総合計画の四つの指標の一つに、先ほど紹介もありましたが、幸せ感といった考え方を市は導入しております、この幸せ感と市民自治というのは、私は深い関係性があると思っております。

市民自治が進むということは、実は個人個人、一人一人が本来持っている力が引き出され、さらに、一人だけではなくて、御近所の力もパワーアップして、ふだんの生活の中で起きてくるさまざまな問題を自分たちの力で解決する力がついてくるということだと思います。自分たちで決めたこと、やってることは多少大変でも満足感が高くなると思います。この満足感が高くなるということは、実は幸せ感が高まっていくというのは先ほど市長の御答弁にもあったと思いますが、それがなぜつながらないのかなというのを少し問題意識を持ってほしいと願っております。

この市民自治といったらやらされるというふうに出てもらっている方が、もしかしたら多いのではないかというあたりに、問題意識を持ちながら、もう少し、実際の個々の事業と全体的な市民自治のあり方というのが結びつくような評価分析というのをさせていただければ、もう少し違う可能性が見えてくるんじゃないかなというふうに問題意識を持つての全体評価への質問でした。

次に、それぞれの事業について、大変しっかりと御答弁いただきました。特に公共交通について、計画どおり本当によくやったださっているあたりでは、市民と行政が協働でお互いの考え方を出し合いながら、力を出し合いながらやっていくという方法が間違いではないということが証明されている事業じゃないかというふうに、今の御答弁を聞いて改めて実感いたしました。

どんどん市民の方々が自主的に活動に取り組んでくれたら、本当に市の課題解決へのパートナーとなる力がついてくると思いますが、市民団体、財源も乏しく、経験も少ない団体が多いと思いますので、課題の中で相談できたり、アドバイスできる体制が整っていないというふうに御答弁いただきました。ぜひその点には注目しながら、しっかりと体制を整えていただきたい。

また、市制施行60周年提案事業でも同様に、市民の方がもっといろいろ提案できていくような制度をつくりたいというふうに御答弁いただきましたので、再質問をする内容はなくなつたようでございますが、これについてもしっかりと進めていただきたいと思います。

もう一点、最後の、地域の高齢化についてですが、今の御答弁を聞いていて、一番の問題は、詳細に地域の状況を把握していないというふうに御答弁いただきました。かなり謙遜しての御答弁だったとは思いますが、さすが、本当に地域の方たちと地域課題を解決していくと思ったときに、行政がもう少ししっかりと地域の悩みを、ともに悩みながら取り組んでいくような制度というか、そういう支援が必要じゃないかなというふうに思います。

地域公共交通の事業やら市民活動の事業、市制施行60周年のこういった、もう既にやる気があって一歩踏み出している、そういう方たちへの支援というのは、大竹市の場合、う

まく歯車が合ってきているように思うんですけども、一方で、公共交通のほうでも課題としてありましたが、栄町でぐるりんバスができて以降、なかなか、必要性を感じながら一歩を踏み出していない地域もいるとか、自治会のほうでも、困った困ったという困った感はあるけども、なかなか要望にしかならなくて、そこから一歩前に進めていないといった状況があると思います。気づきがあっても、何から始めてよいかわからない、そういったところに対する効果的な支援の必要性を感じております。そのために何をしたらいいかというのは大変難しいのでございますが、まずは、詳細に地域の状況、地域の悩みをとともにできる、そういった人材、そういう体制をしっかりと整える必要があるのかなと思います。

特に、まちづくりの経験が豊富で、地域と一緒に歩くフットワークの軽さ、できたらやはりコーディネートしていく力とか、コーチングの力、そういった方を、持ち合わせた方が、その自分のスキルを生かして地域の活動の支援とか、コーディネートをしっかりと行ける、そういった制度があると、いま一歩がなかなか進めないでいるところの皆さんに勇気を与えて、仲間をふやして課題解決をしていくという方向に進めていけるのではないかと思います。

特にこの点について何かお考えがあれば、御答弁お願いいたします。

○議長（寺岡公章） 市民生活部長。

○市民生活部長（青森 浩） 地域の問題点というのは非常に深い多様なものがあるので、地元、それから行政ともに悩んでいるところでございます。

今の御質問の趣旨は、多分コーディネーター的なものが必要ではないかという御趣旨だと捉えまして、答弁をさせていただきます。

まず、一般論としまして、コーディネーターの定義でございますが、さまざまな分野で活動している個人や団体をつないで、地域自然や地域にあったニーズを掘り起こし、地域のネットワークをつくりながら地域を元気にしていく仕事であるというふうに認識しております。

そのようなコーディネーターがいれば、地域のやる気、地域住民の主体性、あるいは当事者意識、これを引き出す上で重要な役割を果たすことができるというふうに考えております。それにはいろんなやり方、手法とかあると思いますので、いろいろ今から研究してみたいと考えております。以上です。

○議長（寺岡公章） 9番、細川議員。

○9番（細川雅子） 研究していきたいという御答弁、ありがとうございます。

ただ、地域の状況、そんなにのんびりと研究していて大丈夫かなというのを、すごく思います。最初に高齢化率の紹介をさせていただきましたが、研究した結果というか、研究に何年もかかっているようではね、もう時のほうが待ってくれないというふうに思いますので、一歩前に進めながら研究するというふうな、前進しながらというふうな考え方をさせていただきたいんですけども、それぞれの事業の中で、市民活動もいろんな面でアドバイスしたり、支援ができるような体制を整えたいというふうにおっしゃっておいりましたので、それらと関連づけながら、地域の中でも一緒に何かをつくり上げていくとか、そういう実体験を地域の方にさせていただきながら、自信をつけるとか、そういうことが

できるような方向で考えていただければ、ありがたいと思いますので、机の上の研究ではなく、現場に出てからの研究をぜひお願いしたいと思います。

あと、議会でも先進地の調査に行かせていただいておりますが、ことし、千葉市の若葉区のまちづくり支援システムの視察とか、あと一昨年になりますが、真岡市のまちづくりなどの視察もさせていただきました。そちらが大竹市にとって正解とは安直には言えないと思いますが、他市の状況もいろいろ研究しながら前に進めることを考えていただければと思います。

市民自治については、各担当課も大変課題も感じながら進めていただいていると思いますので、引き続き、笑顔・元気、かがやく大竹市づくり、そのための一番基本になるところが市民自治という認識を持ちながらやっていただきたいと思いますが、これについては、入山市長、1期目からずっと市民自治の推進については基本であるというふうにおっしゃっておられました。まだまだ御自身でも道半ばと感じておられる部分もあるんじゃないかなという気はいたしますが、その辺について、これからも含めて、大竹市の市民自治について、市長の思いをお聞かせいただければと思います。

○議長（寺岡公章） 市長。

○市長（入山欣郎） 自分は1期目就任当初より、市民自治の大切さ、これからの社会の仕組みづくりで、市民の皆さんがみずから考え、みずから行動するような社会の仕組みづくり、システムづくりをつくるのが大切で、この大竹のまちでもそれを何とか少しでも一歩実現に向けて動きたいという思いで働き続けております。

その基本は、先ほど議員がおっしゃいました、地域を愛して地域が好きになり、そのために働くことによって満足感を得る、そのことによって幸せを感じる、そういう幸せを感じていただく方がふえるということ、そのことが何よりも大切かなというような思いでございます。

そのために、実は第五次総合計画で皆さんの御意見をいただいたときに、大竹を愛する人づくり、このことが第一のテーマに皆さん方の御意見で集約をされました。まさに、皆さん方がつくられた計画そのもの解決がここにあるんだろうというふうに思います。それぞれの生まれ育ち、今、生活されている地域を愛される方がふえることによって、地域の市民自治のまず第一歩が始まるということ、そのことをこれからも行政としてPRさせていただき、そのことを進めたいと。

そして、大竹の地は、今、自分が選ばれる立場におりまして、大竹中を歩いて回らせていただいております。そのときに先導してくださることを地域の方をお願いをし、先導していただきます。80歳を超えた、人によっては90歳近い方が、私よりも速く歩いて地域を回ってくださっている。それから、地域をお回りしたときに、夜の7時ごろになっても、まだ畑や田んぼに出て仕事をされていらっしゃる。そして帰ってこられた方に御挨拶すると、もう85歳近い方、非常に元気で働き、地域のために働く能力を持たれる方がまだまだたくさんいらっしゃるというふうに感じました。そういう意味で、高齢化社会ということは大変大きな問題でございますが、幾つからを高齢化ということについては、人間、自分の気持ちと働く意欲、それから地域を愛するその気持ち、動機が強ければ、十分に働いて

いただける方々がまだまだいらっしゃるというふう思ったようなことでございます。

人のために汗して涙する方々が大竹の中に非常に多いということ。ずっと感じさせていただいております。そういう方々がますますふえていくために、行政としてそのリーダーになっていただけるような、地域のリーダーになっていただける方を、行政としての組織としてお助けする、相談に乗る、またお支えする、そういうことの仕組みづくりをこれからも尽くしていきたいというふうに考えております。

それから、一番感じましたことは、やはり地域を代表する皆様方、議員の方々が、その地域でしっかり根をおろして、そしてそういう方々を育てるリーダーを支えるような形をつくっておられる地域は非常にいい地域だなというふうに感じさせていただきました。そういう意味で、先進的ないろんな市民自治の取り組みをしてくださっております地域の方々、また議員の皆さん方には心より感謝をし、そしてますます行政として一体となってお互いが力を合わせながら進めていくということを努めさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（寺岡公章） 9番。

○9番（細川雅子） 今、市長のほうから、本当に地域の皆さんが地域を、自分の住んでるまちを愛して、よくしようとしてくださっているといった御紹介がございました。それは、それこそが、やはりまちをつくる市民自治に結びつくということを市民の皆さんが実感として思えるような工夫ですね、その力を市役所の職員の皆様には発揮していただきたいと思えますし、私の願いとしたら、市役所の皆さんが、やっぱりそこは先頭立って生き生きと仕事をするというか、あの辺で生き生きとしていらっしゃる姿をこれからも見せていただきたいと思えます。

あと、今、市長が毎日、市民の皆様と直接接することで感じておられる実感ですね。あの辺をこれからも大事にさせていただきたいと。その辺に実感を持っておられるということに期待して、一般質問を終わりたいと思えます。

ありがとうございました。

○議長（寺岡公章） 続いて、16番、山本孝三議員。

[16番 山本孝三議員 登壇]

○16番（山本孝三） 市長の手元に通告をいたしております2つのテーマについて、率直な質問をさせていただきますので、簡明な御答弁をよろしくお願いをいたします。

最初に、平成27年度から、子育て・保育行政を含めた新たな制度が施行されるということで、各関係機関、市町の段階でも、その具体的な準備に既に入っておられるのではないかと思います。我々のほうには、新たな制度がどういう内容で改正と言われるのか、もしや、改正と言いながら改悪につながるようなことになるのではないかと、こういう心配をいたしております。

そこで、執行部のほうで、来年4月1日から施行される新たな制度の内容について、こういうことが変わるとか、こういう点では問題があるかと思うとか、市としては、そのためにはこういう対応を必要とするのではないかとというふうな検討をしているとか、こういったことについて、本席で具体的に市民の皆さんにわかるように、制度改正の中身をひ

とつ聞かせていただきたいと思います。そのことが1つです。

それから、2つ目には、本議会に専決処分として3件の人身事故が報告をされようとしております。これは、市の管理責任が問われる施設内で起きた事故、市道認定をされている市道の路上で起きた人身事故2件、含めて3件が専決処分として後ほど承認を求められることになっているんですが、私は近来、市が管理する、いわゆる市道認定をしている路上で人身事故が起きると、こういう不幸なことを繰り返すようなことでは、市民に対して申しわけがないと。

また、市が管理する施設の敷地内で、管理不十分と言えるような状況のもとで人身事故が起きると。こういうことをなくすために、市としてのこれからの対応を問いたいと思います。

そこで、具体的にお聞きしますけれども、市道の管理、修繕、こういったことについて、どういうふうな日常的な取り組みをされておるのか。市道の総延長が164キロメートルあるそうですね。認定をされていない道路を含めると、200キロメートルに近い生活道、市民の皆さんが日常利用される道路があるというふうに思いますけれども、この道路の補修管理をどのようにされているかということ、まずお聞きをしたいと思います。

それで、年々、道路補修にかかわる費用が、当初3,000万円程度計上されておるわけですが、傷んだところがあっても、予算の枠内で毎年処理をしなければならぬから、案外、わかっても先送りにされているという、予算上の枠組みのために制約を受けるというふうなことに、もしやなっているのではないかと。簡易舗装等の道路については劣化が激しいわけですから、3,000万円程度の補修費では間に合わぬと。2年も3年もお願いをしても、なかなか補修工事がされない。その間に事故が起きるというふうな繰り返しでは、市民に申しわけが立たないと思うんです。

そこで、財源問題を含めて、今言いましたような相当数の距離数に上る市道、認定外の生活道を含めて、市としての補修管理にかかわる対応をどのようにされておるのか。また、昨年9月、10月、立て続けに3件の人身事故を起こした実態を踏まえて、私は必要なら、きょう6月議会が開会をされまして、会期は来月の6日までですから、必要ならこの会期中に追加補正でも組んで、まさに安心できるまちづくりの具体的な対応を示してもらいたいと、こういうふうに思っておりますが、市長を初め担当課の皆さんのただいま触れた問題についての具体的な見解なり答弁をお願いして、登壇しての質問を終わります。

○議長（寺岡公章） 市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 現在本市では、計画的に修繕を重ね、施設をなるべく長く使っていたく、施設の長寿命化という考え方のもと、安全性を第一に、施設の管理を進めております。

しかしながら、行政は歳入でしか支出ができないという中で、優先順位に沿った仕事をせざるを得ないのも事実でございます。大変重要かつお答えの難しい御質問かと思っておりますが、御質問ありがとうございます。

それでは、山本議員の御質問にお答えいたします。

まず1点目の子ども・子育て支援制度についてお答えいたします。

子ども・子育て支援法などの関連三法が成立し、平成27年4月から実施される予定になっております。この新しい制度では、質の高い幼児期の学校教育及び保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保、地域の子ども・子育て支援の充実を図ることとしております。具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園を利用した場合には、共通の仕組みで給付を受けることができるようになります。また、保育所と幼稚園の機能や特徴をあわせ持つ幼保連携型認定こども園の制度を改善し、その普及を図ることとなっております。さらに、3歳未満児を対象とし、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を提供する地域型保育事業が創設されております。

子ども・子育て支援制度は、全ての子育て家庭を支援する制度でございますので、現在、本市が実施しております一時預かり事業や病児・病後児保育事業、地域子育て支援拠点事業なども新制度の中に位置づけられ、充実を図ることとされております。

また、新制度では、社会全体で子育て支援に係る費用を負担し、子供の健やかな成長を支える社会を目指しております。そのため、消費税率引き上げに伴う増収分を恒久財源として確保する予定でございます。

この新制度が開始されますと、保育所の利用手続方法が変わってまいります。従来、市の保育所に入所する場合は、入所申し込みを市が受け付け、入所決定を行ってまいりましたが、新制度では、希望者は、まず市に保育の必要性の認定を申請していただき、認定証の交付を受けます。その際、保育の必要量に応じて、保育標準時間認定と保育短時間認定に区分することとなります。この2つの区分により、保育所を利用できる時間が異なってまいります。その上で、保育所の利用希望の申し込みを市に行っていただき、市において調整の上、利用していただく保育所を決定いたします。

なお、新制度に基づく事業の実施主体は市町村でございますので、地域のニーズに基づき、新制度のメニューの中からニーズに見合った事業を計画的に実施していくために、平成27年4月から5年間を計画期間とする子ども・子育て支援事業計画を策定することとされており、現在、その事務を進めているところでございます。

今後も、新制度の運用に当たり、保護者の皆様の負担が増加することなく、従来からのサービスが引き続き利用できるよう努めてまいりますとともに、誰もが安心して子育てができるまちづくりを目指し、子育て支援施策をより一層進めてまいります。

次に、本市に4カ所ございます公立保育所の状況でございますが、現在、市の保育所に勤務する保育士のうち、約6割が臨時職員でございます。民間保育所の保育士につきましては、国において、人件費に対する助成制度が創設されるとともに、全国的な保育士不足への対策として職員の処遇改善が進んでおり、その結果、公立保育所における臨時保育士の確保が困難な状況となっております。

今後、市といたしましても、臨時保育士の処遇改善について検討してまいりたいと考えております。

子ども・子育て支援制度は、全ての子育て家庭を支援し、質の高いサービスを提供することを目標としております。本市において、地域の子育て支援の中心的な役割を担う公立



保育所には多様な保育サービスの提供が期待されておりますので、市民の皆様のニーズに対応するためにも、保育所の充実に努めてまいります。

続きまして、2点目の生活道の維持・管理についてお答えいたします。

まず、市が管理する道路の路面補修管理の取り組み状況についてお答えいたします。

市が管理する道路については、総延長が長く、配置も網の目のようになっており、全ての道路を定期的に点検していくことは、多くの時間と労力が必要であることから、現実的な対応といたしまして、土木課の職員が業務で市内に出向く際に、往路や復路を変えるなどにより、より多く道路状況を把握するように努めるとともに、舗装の剥離などを発見した場合は、可能な限りその場で修繕を行うようにしております。

また、職員による補修のほか、舗装の補修規模が小さいもので緊急に対応しなければならないものにつきましては、年間単価契約を行った市内業者に指示を行い、迅速な対応に努めるとともに、比較的緊急度の低いものにつきましては、複数の市内業者から見積をいただき、より低廉な価格で対応できる業者と契約の上、補修工事を実施しております。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、全ての道路を定期的に点検することには限界がございます。日ごろから、大切な生活道を守るために目を配っていただいている市民の皆様を初め、本市に通勤される方、買い物などで本市を訪れた方などから、道路状況などの情報を寄せていただくことで、早急な補修対応ができていていると感じております。

自分たちのまちは自分たちで守るという皆様のお気持ちに感謝しながら、安心・安全なまちづくりに向け、道路の適正な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、財源措置を含めた計画的な修繕対応についてでございますが、整備改築を要するようなものを除き、舗装の剥離や陥没など、道路の通行上支障となるものにつきましては、予算の範囲内での対応ができていていると考えております。

また、国などの助成金や交付金を活用できる機会があれば、積極的に活用しているところでございます。

次に、市が管理する道路において事故が発生した場合の対応及び市議会への報告についてでございますが、市が道路管理者として、全部または一部を問わず、事故の相手方に対し賠償責任が生じた場合には、市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険により、相手方に保険金を支払うこととなります。

本定例会におきまして、平成25年9月に発生いたしました市道における2件の事故の保険金の支払いに係る専決処分の御報告をさせていただいておりますが、御指摘のとおり、事故発生から報告までに半年以上を要しております。

この理由でございますが、相手方の治療を要する市の責任が問われる事故の場合、損害賠償金額の算定に当たり、治療に要した金額が必要となることから、事故の状況次第では示談が調う時期が遅くなる場合がございます。今回の事故におきましては、被害者の方の治療期間が長期に及んだため、結果として市議会への御報告がこのような時期になってしまいました。このことにつきましては、何とぞ御理解をいただきたいと思います。

以上で、山本議員の御質問に対する答弁を終わります。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） 子育て支援制度、保育行政を含めて、今後のスケジュールはどういうことになりますか。

条例改正を含む問題が、27年4月1日施行ですから、3月議会の時点で、こうなりますよと、さあ検討して認めてください、これじゃあ困るんです。事業の実施を考える行政側から、議会に対して、新制度についてはこういう改正点で、市としてはこういう対応をすると。その具体化のために、条例上、こういう変更をしたいという段階から議会の意見も聞く機会を保障してもらいたいと思うんですが、来年4月1日に向けて、行政の側からのスケジュールはどういうことになっておりますか。そこをまず聞かせてください。

それから事故の問題について、私は声を大にして、安心・安全のまちづくりとおっしゃるんですから、路面補修がおくれた、予算が少ない、そのために人身事故が発生したと。こういうことは非常に悲しいことですよね。市長が今おっしゃるのに、適正に予算の範囲内で支障なく管理されていると思うと。思うじゃ困るんですよ。事実問題として事故が起きたんですから。だから、そこをどうするかということを聞いておるんでね。

それで市長は、つぶさに市内の164キロに及ぶ市道の点検なり、実態調査をやるということは事実上、難しいと思うんですが、担当課のほうや部長のほうでは、どういう把握をしておりますか。たまたま地域の人から、ここが悪いですよとか、あるいは自治会のほうから、こういう要望があったという範囲のことで対応しているんですか。それとも、担当課のほうで、予算編成を前に一応の実態調査なり、点検のための踏査なり、定期的に行っておられるんですか。そういうことをやった上で、年間予算の3,000万円のうち、コンクリートが剥離したとか、ひび割れがいったとか、穴ぼこができたとかいうふうなことで、この年間3,000万円の予算は全額宛てがうわけじゃないでしょ。だから、予算上は不足してるんじゃないですか。そこも含めて考えてもらいたいんです。

ことはもう予算がないと。そんなことまで手当てができやせんよと。2年先じゃろうが3年先じゃろうが、それは我慢してくれえと、これじゃあ困るんですよ。だから、その改善、手当てをどうするかということを聞いておるんでね。従来どおりやって、それで事故が起きるのも、不幸なことじゃがしょうがないのうと、予算が足らんじゃけえ、どうにもならんのと、こういうことじゃ済まんでしょう。もう一回、しっかり答弁してください。

○議長（寺岡公章） 建設部長。

○建設部長（大和伸明） 先ほど申されました道路の対応につきましてですが、過去に道路補修を含めまして、そういった情報が年間800件程度、建設部のほうへ入ってまいっております。それに対しまして、先ほど申しましたように3,000万円程度の予算をもちまして、年間対応しているということですが、一応、重大な事故につながるような穴ぼことか剥離につきましては、当年度内に必ず補修しておると。それ以外の広範囲にわたり、かつ緊急を要すると思われないものにつきましては、補正等の対応で一気に広範囲の補修をしているという状況でございます。

参考までに昨年度は、25年度は大型補正がついて、その際にはかなりの額を使って一気に、広範囲にわたって補修しているという状況でございます。

それから、参考までに、過去5年間でこういった人身事故がございましたのが、平成23年度1件、たまたま不幸にもことし、25年度2件ございまして、そういった意味でも、このたびはちょっとたまたまと言ったらおかしいですけども、不幸にも2件続いて起こったということで、かなり、うちとしましても、今後注意して、補修についてはパトロール、定期的なパトロールではございませんが、より注意して管理してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） スケジュールのお話がございました。最終的な目標は、24年7月に実施を予定されております。そのためには、関係団体の意見をお聞きしながら、来年度以降の子育ての事業支援の事業計画というものを立てていくことになるかと思えます。最終的には、でき上がるものというのは年を越すかもわかりませんが、骨子を大まかな決定、ある程度の決定というものは、秋口にはある程度のところに持っていかななくてはいけないと思えます。

それと、それに伴いまして、来年度以降に伴いまして、子ども・子育ての利用者の負担の関係の話が出てまいります。現在、詳細にわたっては国のほうで審議中ではございますけれども、市町村に向けて、その来年度以降の国の基準というものが示されてまいります。その示された内容につきまして、市町村でそれを参考にしながら、その利用の負担についての決定をしていくこととなります。その際には議会のほうにお諮りするような形にもなるかというふうに考えます。

それと大きく変わりますが、いろんな保育所、認定こども園等につきまして、一体的な施設の、施設に対する事業をやる部分についての給付というのが一本化をされます。それぞれが違う、例えば幼稚園であれば文部科学省、保育所であれば厚生労働省の部分が、この新たな支援制度に入って、選択制ではありますけれども、入った場合には給付が一本化されます。その入る部分についての、そういう部分の確認をしていくこともございます。認可の確認の基準についても、市町村で示された国の基準に従いまして、従う分、あるいは標準で参考にする部分とか、そういうことをやりながら、そういうものやっっていくような形になります。

若干、国においても作業がおくれているというふうに聞いておりますので、それぞれの条例案等につきましては、遅くとも12月の定例会には皆様方にお諮りして、御説明させていただくというようなタイミングになるんじゃないかなというふうに思います。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 福祉課長。

○福祉課長（吉原克彦） ただいま部長のほうで24年7月ということを申し上げましたが、27年4月の誤りでございますので、訂正のほうよろしく申し上げます。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） どうも説明がわかりにくいので、私のほうからちょっと具体的な項目について重ねてお聞きしたいんですが、国のほうのスケジュールというのが報道されておるんですが、その国の示しているスケジュールによると、6月に幼稚園、保育所等にかか

わる新制度移行の、移行ですね、移っていく上での意向調査をやると。次には地方自治体が条例を制定する。10月には、保育所が新制度の基準を満たしているか審査をすると。保護者は、保育、これはまあ新制度で、今度は午前中は教育というふうなことが含まれるらしいですが、保育・教育の給付の必要を自治体に申請し、認定を受け、入所の手続をする、申し込みをします。こういうスケジュールだというふうに国のほうは言っているんですが、こういうようなことが関係の保護者や、新たに保育を必要とするような市民の皆さんに、どうやって周知させるんか。私から言えば心配なところですね。そういうことについては、担当課のほうで準備されとるんですか。

それから、大事なのは、保育士の処遇改善が今回の制度改正の中で取り込まれるというふうに報道はされています。しかし、大竹市の現状からすると、例えば大竹保育所、正規の職員が6名、臨時の職員は13名、これは極端なあれですね。本町は正規と非正規が同数です。立戸が正規の職員が5名で非正規が7名、なかはま保育所が正規が5名で非正規が9名、これは処遇改善が今度の法改正の中で具体的にされるとしたら、今のような割合ですね、正規が全体としては38.6%、非正規が61.4%、職場で働く保育士の処遇改善が具体的にされるかどうかということも重要な問題だと思うんですね。

それで、さっき言いましたスケジュールの説明では、国のほうの、10月段階で入所要件に満たされておるかどうか、こういうようなことを保護者のほうから申請すると、こうなるとるんですが、入所の要件というのは変わらんのですか、変わるんですか。そういうことが大事なんじゃないんですか。

だから、そういうことを含めて市民の皆さんに周知をしていくと。これは行政の大事な役割の1つだと思うんですがね、どうなるとるんですか、市のほうの考えは。国のほうがそういうスケジュールを示しているんですが。

保育所の入所要件、利用要件がもし変わるとすれば、これは早くやっぱり関係市民の皆さんや現在利用されている保護者の皆さんに周知をして、漏れのないような理解の上で手続、申請をしてもらうという運びにならにゃ、これはいけんわけですから、もう一度、その辺のことを含めて御答弁をお願いします。

今、部長から道路の管理の問題について、今まで何回も聞いたような答弁を聞かせてもろうたんなんですが、そういう範囲だから事故が起きるんじゃないんですか。だから、点検を具体的に、今の体制ではできないと、こういう悩みがあるんなら、そうおっしゃればいいんですよ。予算の枠内でしか仕事ができんのじゃと、それ以上のことを市民が要望されても、予算がないじゃけえできはしませんよと。そういう悩みがあるんですというんなら、そういうふうにおっしゃって、予算をふやすようにお互いに考えるべきでしょう。通り一遍のことを言うとしたんじゃ、解決しやせんよね、そりゃ。ヒアリングの段階でもね、5年も6年も放置してあった穴ぼこを、ここにこういうのがありますよということを担当課に指摘をして、すぐ直してくれちゃったよね。そういうことだってあるんですから、それで対応がくれたいうことで人身事故を起こしたと。しかも、人身事故を起こしても、責任の範囲は5割じゃとか2割じゃと。これは当事者同士の話し合い、和解の成立の結果ですから私がとやかく言う筋合いじゃないかもわからんが、管理者たる責任がね、5割が半減

じゃ、2割しか賠償せんじゃあいうようなことで。道路を歩くんでも、自転車で通行するんでも、注意が足らんということになるんですか。そんなことがね、日常生活の中で利用する市道や生活道で、それが当たり前のようになってきたんじゃ、困るでしょう。

だから現在でも、私も全市内を歩いたわけじゃありませんが、日ごろ利用する道路を改めて見て回りました。ここでは箇所までは言いませんが、町内、近所の人に聞くと、あれも随分前からコンクリートが・がれて、何とかしてほしいということを使うんですが、何年もやってもえんのですと、こういう声があるんですよ。それでも市長がおっしゃるように、予算の枠内で適正に管理されているというふうに言い切れるんですか。もう一回、そういう実態を踏まえてね、善後策を、財源問題も含めて明確に答弁してください。

○議長（寺岡公章） 一般質問の途中ですが、議事の都合により暫時休憩いたします。  
再開は午後1時を予定いたしておりますので、よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

11時56分 休憩

13時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（寺岡公章） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行します。

16番、山本孝三議員の質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（大和伸明） 先ほどの生活道の維持管理についてでございます。

現在の市の対応につきまして再度申し上げますと、道路補修も含めました、うちの土木課維持係に寄せられます情報は、年間800件を超えるものでございます。それらのうち道路に関するものにつきましては、すぐに現場に赴きまして職員の目でその状況を確認し、穴ぼこか緊急を要するようなものにつきましては、職員ができれば、すぐその場で補修しますし、手に負えない場合は年間委託業者に即座に電話をして対応させるという状況でございます。

さらに広範囲にわたる分につきまして、さらに、かつ緊急を要しないものについては、指名競争入札で補修を対応しているところでございます。それらに要する費用が年間約3,000万円という状況で、これまで参っております。

ただし、道路につきましては、現状がよくても、すぐ次の日には穴があくとか、不測の事態がございます。そういった不測の事態に備えての対応につきましては想定しておりませんので、その場合は補正対応ということで、今後、要求させていただく予定でございます。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） それでは、スケジュール関連等から、ちょっとお話しさせていただきます。

保育所等の施設や子育て支援事業についての条例につきましては、国のスケジュールでは先ほども議員御指摘のとおり、9月というふうな国の示したスケジュールにはなってお

りますけれども、その詳細につきまして、現在まだ国のほうで検討しております。私どもといたしましては、その国の方針が決まりましたら、本市において条例の提案等について議会提案で検討させていただくということで、今現在、我々も詳細の部分の国の決定等につきまして、おくれが生じていることがございましたので、遅くとも12月という発言については、そのようなことを含んでの発言をさせていただいたということでございます。

それと、今後変わった場合の保育所の入所の条件等につきましてでございますけれども、これも大まかなところは出ておりますけれども、詳細な部分がまだ出ておりません。ですから、我々としたら、基本的には保護者の状況に応じて保育所に入所するという条件が決まってしまうかと思っておりますので、後退をしていくというようなことはないのではなかろうかというふうに考えております。これもちょっと詳細の部分を見てみないと明確なお答えは難しいだろうというふうに思います。

それと、公立保育所の臨時職員についての処遇改善等につきましては、臨時職員の確保等を含めまして、近隣等の状況を踏まえて、確保しやすいよう処遇の改善については努力をしてまいりたいというふうに考えます。

それと、新制度への移行についての事業者の確認ということでございますけれども、幼稚園につきましては、新しい子育て支援制度に参加するかどうかについての意向調査については、6月ごろには実施をしたいというふうに考えております。

それと、いろんな保護者の方、あるいは市民の方への周知のお話でございますけれども、私どもも、この制度概要の部分がある程度の固まった段階になれば、とにかく早いうちに皆さんには周知していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） どうも、道路の維持管理、補修の問題については、従来どおりの枠組みと申しますか、対応の域を出ない話に聞こえるんですが。

それで、具体的にこの事故が発生した事例について聞いてみるんですが、昨年9月23日に発生した、歩行者の路面剥離による転倒事故ですね。ここは事前に担当課のほうで把握しておられたんですか。

それから、昨年9月24日の御園台の1号線。バイクで走行中、転倒されたと。これも路面剥離と、こうなるとるんよね。この箇所も事前に把握しておられたんですか。

それから、3例目の大竹会館の敷地内。舗装の劣化によって段差ができた。この段差につまずいて転倒されたと。これは状況把握をしておられたんですか。それぞれについて、説明をお願いします。把握しとったが、手当てがおくれたということなのかね。把握はしてなかったと、たまたま事故が起きて、そういう路面の傷んだ状況が発見されたということなんですか。

それから、保育行政を含む制度改正の問題でお尋ねするんですが、先ほど私は保育士の処遇改善の問題で、改善がされるようなことになるのかということをお尋ねしたんですが、もう一度、そこのところを聞かせてもらいます。

大竹の場合は、公立保育所については正規が38%、非正規が61%という状況ですね。処遇改善という場合には、この比率の関係もどうなるかということにもかかわるよね。それ

で、ある調査によると、保育士の給料1つとってみても、一般の日本の産業に従事する、企業の従事者の給与水準と比べると、非常に低い。女性の場合もそうですね。これは正規の場合ですよ。非正規になると、その格差というのは相当あるんじゃないかと思うんですが、そこで具体的に聞くんですが、保育士に採用されて、正規の職員さんで5年勤めた場合に、給与は月額幾らになつてきますか。それで非正規の職員さんで、もう何年も勤めておられる、3年も5年も、そういう人との月額と比較はどういう状況ですか。

それから、入所の認定要件ですね、入所要件。これが変わるというふうに言われているんですが、どう変わるんですか。その内容をひとつ聞かせてもらいたいです。内容によっては、周知徹底が非常に大事になる。国のほうは10月というふうなスケジュールを示しているんですが、市のほうではまだ具体的にそこまでの準備ができてないという話なんです、しかし、この要件がどうなるかということは非常に大事な問題なんよね。

それともう一つは、新制度によって、保護者の負担ですね、利用料の問題。これも新聞報道によれば、国のほうは若干利用料を値上げするというふうに伝えられておるんですが、まだこれは国のほうから、こういうふうになりますという国の基準めいたものは示されておらんのですか。新聞報道を見る限りではそういうことになるんですが、大竹市の場合は、歴史的にも国の基準を下回る利用料負担の設定ランクを設けて、子育て支援の一環としての対応をやってきとるという伝統的な成果もあるんですが、そのところはもうどうなるかというふうになりますか。従来どおり、子育て支援の一環として保護者負担の軽減に継続して努めるというふうなお気持ちですか、あわせて聞かせてください。

○議長（寺岡公章） 土木課長。

○土木課長（平田安希雄） 道路に関する2件の事故でございますが、私ども全く状況を把握しておりませんでした。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（橋村哲也） 大竹会館における敷地内の老朽に伴う陥没についても、把握しておりませんでした。

○議長（寺岡公章） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（正木丈治） まず、処遇改善でございますけれども、私どもがちょっと把握しております処遇改善といいますのは、原資は消費税、引き上げる部分についての原資を考え、大まかな話でいけば、全体でいけばこの制度をすれば1.1兆円ぐらい要るのではないだろうか。そのうち7,000億円が確保されているということで、その7,000億円で処遇改善を行う部分については、1つはそれぞれの職員の方の平均的な給料が低いのではないかとことでの、当初は5%ぐらいアップできるんじゃないかということが3%程度にとどまる、あるいは3歳児について、1人で20人ということが、1人で15人というような、このような状況の改善をしようということでございます。

それと、条件については、基本的には保護者の状況ということで、就労あるいは疾病、あるいはその関係によって、標準的な時間の保育、あるいは短時間の保育というような区分、それと優先的な入所の関係、これは障害の子供さんとか、そういうDVの関係という関係の部分がございましてけれども、基本的には保護者の状況によって判断されるものとい

うふうに考えております。

ただ、そういう制度の運用等についても、全くまだ出ておりません。そういうことから、基本的な新たな制度といいますのが、地域のニーズ、子育てのニーズに沿って多様なサービスを提供しようということがございますので、そういう方々がなかなか難しくなるということは考えにくいのではないかとということで私どもも今、考えておるところです。詳細の分が出てきましたら、その辺が明確になるかと思えますけれども、現在のところわかりませんので、そういうような判断をいたしております。

利用料の件でございますけれども、これも国が示す利用負担額というものがまだ示されておられません。ただ、その辺のところが大きくなるのかどうかということがありますけれども、現在、大竹市で保育料というのを定めておりますけれども、その本市の状況を踏まえて、その状況も考えながら、新たな部分についてもどういう水準にするかということについては、大きく例えば引き上げがされなくてはならないということについては、そのところはよく考えていかななくてはいけないという課題を持っておるところでございます。以上でございます。

○議長（寺岡公章） 福祉課長。

○福祉課長（吉原克彦） 5年経過後の保育士のいわゆる所得といいますか、賃金といいますか、そういう部分についてお答えさせていただきたいと思えます。

5年経過後の正規職員の場合、約19万円ということになります。非正規という分の臨時職員になりますけれども、日額が7,800円ですので、一般的には約15万円程度ということで臨時職員の方には働いていただいている状況でございます。以上です。

○議長（寺岡公章） 16番。

○16番（山本孝三） 路面の補修の問題、それから市が管理する施設の管理実態について、この事故が起きた例は全く状況把握はしていないということよね。だから私が最初から言うように、そういう事故が起きたということを踏まえて、実態把握のための手だてをどうするかということを考えるのが部長の責任でしょう。事故が起きりゃあ起きたで、そりゃまあ、ふが悪かったのうと言うようなつもりですか。こういう事例が起きたが、実態把握ができていなかったから、今後はどうしようにしよう。それに必要な財源はどうしようというのが部長の務めでしょう。しっかり答弁してください。必要なら市長に言やあええんですから、予算をふやせということ。それを拒否するような市長ならね、安心・安全なんか口にする資格はないと思うと、私は。もう一回、答弁してください。

○議長（寺岡公章） 何かお答えできますか。

建設部長、どうぞ。

○建設部長（大和伸明） ちょっとこの場ではどういう対応をするかというのはお答えできませんが、今回の事故についても教訓としまして、今後の対応に参考にさせていただきたいと思っております。以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（寺岡公章） 今、建設部長がお答えされたと思えますので、終わります。

〔発言する者あり〕



○議長（寺岡公章） 何かお答え、追加でお答えすることがありますでしょうか。

以上で、一般質問は終結したいと思います。自席にお戻りください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 市長、どうぞ。

○市長（入山欣郎） 議員には、この数カ月間、大竹じゅう歩かれたということで、大変尊敬を申し上げます。自分も大竹じゅうを歩いてまいりました。随所に道路等いろんな故障箇所がございました。

今、担当が申しましたように、約800件ぐらいの苦情・要望があるという中で、自分がこの数カ月間歩いただけでも約二十数件、道路についての御要望がございました。でも、このことについては、私は担当部署には申しておりません。担当部署で公正・公平の中で優先順位を決めて、年間を通してやっているということ、そのこともぜひ御理解をいただきたい。トータルでの予算の配分につきましては、議会のほうに予算案を提出させていただき、御審議をさせていただいておりました、その中で御承認いただいたものでございます。皆さん方の御意見を尊重しながら、今後も予算提案をさせていただきたいというふうに考えております。

ありがとうございます。

○16番（山本孝三） 終わります。

○議長（寺岡公章） 改めまして、以上で一般質問を終結いたします。

~~~~~○~~~~~

+

日程第3～日程第6 〔一括上程〕

報告第 5号 繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）

報告第 7号 大竹市土地開発公社の経営状況について

議案第40号 平成26年度大竹市一般会計補正予算（第1号）

議案第41号 平成26年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）

○議長（寺岡公章） 日程第3、報告第5号繰越明許費繰越しの報告について（一般会計）から、日程第6、議案第41号平成26年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）に至る4件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

副市長。

〔副市長 大原 豊 登壇〕

○副市長（大原 豊） 報告第5号、報告第7号、議案第40号及び議案第41号につきまして、一括して御報告並びに御説明を申し上げます。

初めに、報告第5号繰越明許費繰越しの報告について、御説明を申し上げます。

平成25年度から平成26年度へ繰り越す事業につきまして、このたび繰越計算書を調製いたしましたので、御報告させていただくものでございます。

第2款総務費の市制60周年記念事業につきましては、年度内での事業完了に至らなかったため、繰り越したものでございます。

第3款民生費の障害者等自立支援給付システム改修事業及び総合福祉センター非常用発

電機改修事業につきましては、予算化から事業完了までに時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

子ども・子育て支援制度電子システム構築事業につきましては、システム構築において国の仕様が確定せず、年度内での事業完了に至らず、繰り越したものでございます。

第4款衛生費のごみ収集車整備事業につきましては、仕様調整等に不測の時間を要し、年度内の事業完了に至らず、繰り越したものでございます。

第8款土木費の道路構造物等点検事業につきましては、全国的な道路施設等の不良に起因する事故発生を受け、早急な点検を実施するために予算化したものの、事業完了までに時間的余裕がなく、繰り越したものでございます。

本町6号線道路側溝改良事業につきましては、当該工事に伴う移設予定の電柱に地下ケーブルが共架されていることが判明し、移設工事に時間を要したため、年度内に事業完了できず、繰り越したものでございます。

御園3号線道路改良事業につきましては、市営住宅建設の早期着手に向けて予算化したものの、年度内完了には時間的余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

玖波36号線道路改良事業につきましては、関係者との用地買収交渉等に時間を要し、年度内で完了しなかったため、繰り越したものでございます。

県営事業負担金につきましては、広島県が施工する砂防及び港湾の整備について、事業執行に応じて繰り越したものでございます。

駅小島新開線他2路線（大竹駅東口広場）整備事業につきましては、大竹駅周辺の測量業務において、JR敷地内への立入手続等に不測の時間を要し、年度内完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

第9款消防費の消防団車両整備事業及び第12分団消防屯所改築等整備事業につきましては、緊急防災減災事業債を財源として予算化しましたが、事業完了までに時間的な余裕がなかったため、繰り越したものでございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

続きまして、報告第7号大竹市土地開発公社の経営状況について、御報告を申し上げます。

まず、一般会計の事業概況でございますが、平成25年度中に取得した用地はございません。処分いたしました用地は、玖波駅前開発用地及び南栄3丁目宅地造成用地1区画の計2件を総額1億5,702万1,341円で処分いたしました。

次に、収益的収支につきましては、御説明を申し上げます。

収入総額は1億7,077万5,432円であり、支出総額は1億7,679万5,117円で、差し引き601万9,685円の純損失となりました。

続きまして、特別会計の事業概要について、御説明申し上げます。

この特別会計は、岩国大竹道路事業に関する用地の先行取得を行うための会計でございます。平成25年度中の用地の取得面積は6,354.36平方メートルで、取得費用は3億5,543万8,514円でございます。処分いたしました用地は、国土交通省による再取得用地で、処分面積は6,642.32平方メートルで、処分価格は15億4,282万9,813円でございます。

収入総額は15億4,282万9,990円であり、支出総額は15億4,282万9,813円で、差し引き177円の純利益となりました。

なお、財務諸表につきましては、決算書に記載しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

続きまして、議案第40号平成26年度大竹市一般会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの補正予算につきましては、市議会議員に欠員が生じたため、平成26年6月15日に市議会議員補欠選挙が市長選挙と同時執行されることとなり、その予算措置が必要となりましたので、歳入歳出予算の総額に162万2,000円を追加し、予算総額を135億7,447万円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳出において、開票立会人報酬4万4,000円、消耗品費6万円、公営選挙負担金151万8,000円の追加をし、財源調整として、財政調整基金繰入金162万2,000円を追加するものでございます。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

続きまして、議案第41号平成26年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）につきまして、御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、平成25年度の土地造成特別会計において、歳入が歳出に対して不足することが明らかとなったため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成26年度の歳入を繰り上げてこれに充てるため、歳入歳出予算の総額に4億9,859万6,000円を追加し、予算総額を13億3,438万円とするものでございます。

今年度の歳入を繰り上げて充てるに至った、平成25年度の決算状況を御説明申し上げます。

歳入の総額は7億6,110万3,021円となる見込みでございます。歳入の主なものは、自然公園用地として一般会計が購入した大願寺地区の土地売払収入が5億円、晴海商業用地の土地貸付収入が約2,400万円、一般会計繰入金が約2億3,700万円でございます。

歳出の主なものは、各造成地の維持管理経費や地方債の繰上償還を含む公債費などが約8億2,000万円となります。これに平成24年度決算における繰上充用金約4億4,000万円を加えた歳出の総額は12億5,969万8,059円となる見込みでございます。

歳入から歳出を差し引きいたしますと4億9,859万5,038円が不足となる見込みであり、この金額を平成25年度の不足額として、平成26年度の歳入を繰り上げて充用するものでございます。

以上で、報告第5号、報告第7号、議案第40号及び議案第41号の御報告並びに御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本4件のうち、報告第5号及び報告第7号は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

残る2件のうち、議案第40号は総務文教委員会に、議案第41号は生活環境委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第7 報告第6号 予算繰越しの報告について(水道事業会計、公共下水道事業会計)

○議長（寺岡公章） 日程第7、報告第6号予算繰越しの報告について（水道事業会計、公共下水道事業会計）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

上下水道局長。

〔上下水道局長 稲田正文 登壇〕

○上下水道局長（稲田正文） それでは、報告第6号予算繰越しの報告について、御説明申し上げます。

本件は、平成25年度大竹市水道事業会計及び平成25年度大竹市公共下水道事業会計の建設改良費の繰り越しを、地方公営企業法第26条第3項の規定により、御報告するものでございます。

最初に、水道事業会計における繰り越しの内容でございます。

配水管改良工事は、土地所有者との協議など関係者との調整に時間を要したことから、年度内完了が困難となり、繰り越しを行ったものでございます。

続いて、公共下水道事業会計における繰り越しの内容でございます。

大竹下水処理場自家発電設備改築更新工事は、平成25年度内に改築更新を図ることとしておりましたが、工事に係る設計業務等に時間を要したため、年度内完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、合流式下水道改善計画・事後調査業務でございますが、平成25年10月に国土交通省から合流式下水道緊急改善事業の事後評価方法案が示され、調査方法の再検討が必要となったこと、また、この業務は隣接の和木町を含めた内容となっていることから、同年12月に発生した和木町における下水道圧送管破損事故もあり、年度内での事後調査が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

次に、玖波第1汚水中継ポンプ場1号汚水ポンプ取りかえ工事でございますが、平成25年12月末に、3台ある汚水ポンプのうち1台が故障し、早期に復旧する必要があり工事を発注したところでございますが、年度内完了が困難となり、事業の繰り越しを行ったものでございます。

最後に、公共下水道事業第14回計画変更図書作成業務でございますが、債務負担行為として平成25年度及び平成26年度で事業を行うもので、平成25年度は前払金を支払うこととしておりましたが、執行がなく、翌年度の支払いとするため、事業の繰り越しを行ったものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、報告第6号の説明を終わります。  
よろしく願いいたします。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。  
これをもって質疑を終結いたします。  
本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第8～日程第9〔一括上程〕

報告第8号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

報告第9号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（寺岡公章） 日程第8、報告第8号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）及び報告第9号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）の2件を一括議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

建設部長。

〔建設部長 大和伸明 登壇〕

○建設部長（大和伸明） それでは、報告第8号及び第9号の専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

初めに、報告第8号の事案について、御説明申し上げます。

本件は、北栄4番17号地先の市道北栄3号線で発生しました人身事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年4月8日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による相手方の損害額は39万3,882円でございます。市の過失を2割といたしまして、損害賠償額は7万8,777円で、その内容は解決金でございます。債権者はお手元の資料の方であり、市の道路管理に瑕疵があったため、損害賠償の責任を負うものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成25年9月23日午後5時ごろ、北栄4番17号地先の市道北栄3号線にて歩行中、路面剥離につまずき、転倒し負傷したものでございます。

けがの状態は、右足関節捻挫、右足立方骨剥離骨折であり、治療後のリハビリを続けられていました。相手方本人から、平成26年2月18日までの治療費をもって損害賠償金請求手続を進めたいとの申し出があったため、示談いたしました。

次に、過失割合について御説明いたします。

債権者にも通行に際しての注意義務がありますので、過去の判例を参考に、市の過失が2割、相手方の過失を8割としたものでございます。

続きまして、報告第9号の事案について、御説明申し上げます。

本件は、御園台3番26号地先の市道御園台1号線で発生しました人身事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年4月8日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故による相手方の損害額は48万2,522円でございます。市の過失を5割といたしまして、損害賠償額は24万1,261円で、その内容は解決金でございます。債権者はお手元の資料の方であり、市の道路管理に瑕疵があったため、損害賠償の責任を負うものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成25年9月24日午後7時30分ごろ、御園台3番26号地先の市道御園台1号線にて、バイクを運転していた際に路面剥離にタイヤをとられ、転倒し負傷したものでございます。

けがの状態は、右鎖骨骨折であり、手術のため平成25年9月30日から10月8日までの間、入院し、手術後の経過観察のため、定期的に受診をされておりました。相手方本人から、平成26年2月21日までの治療費をもって損害賠償金請求手続を進めたいとの申し出があったため、示談いたしました。

次に、過失割合について御説明いたします。

債権者にも通行に際しての注意義務がありますので、過去の判例を参考に、市の過失が5割、相手方の過失を5割としたものでございます。

なお、両事案の賠償金につきましては、本市が加入しております全国市有物件災害共済会から全額補填されるものでございます。

また、事故の原因となりました舗装の剥離箇所につきましては、事故直後に修繕しております。

本件につきましては、本市の道路管理の瑕疵により事故が発生したことにつきまして、深く反省しているところでございます。

今後は、事故の未然防止のため、パトロールの強化並びに管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第8号及び第9号の説明を終わります。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第10 報告第10号 専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）

○議長（寺岡公章） 日程第10、報告第10号専決処分の報告について（事故による損害賠償額の決定）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

教育長。

〔教育長 大石 泰 登壇〕

○教育長（大石 泰） 報告第10号の専決処分の報告について、御説明申し上げます。

本件は、大竹会館敷地内で発生しました転倒事故に関する損害賠償の額について、地方自治法第180条第1項の規定により、平成26年5月2日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

本件事故による債権者はお手元の資料の方であり、市の施設の敷地管理に瑕疵があったため、損害賠償額として20万9,586円を支払うものでございます。

次に、事故の概要について御説明いたします。

平成25年10月25日午後5時ごろ、大竹会館敷地内にて、歩行中、舗装の劣化による段差につまずき、転倒し負傷したものでございます。

けがの状態は、左上腕骨近位骨折であり、手術のため平成25年11月4日から平成26年1月2日までの間、入院し、手術後の経過観察等のため、定期的に受診をされておりました。相手方本人から、治療費相当額をもって損害賠償金請求手続を進めたいとの申し出があったため、示談いたしました。

なお、事案の損害賠償額については、本市が加入しております全国市長会市民総合賠償補償保険から債権者に支払われるものでございます。

また、事故の原因となった箇所につきましては、直ちに修繕をしております。

本件につきましては、本市の施設の敷地管理の瑕疵により事故が発生したことにつきまして、深く反省しているところでございます。

今後は、事故の未然防止のため、施設及び敷地内の見回りの強化、定期的な点検など管理の徹底を図り、万全を期す所存でございます。

以上、簡単ではございますが、報告第10号の説明を終わります。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第11 認第1号 専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）

○議長（寺岡公章） 日程第11、認第1号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市民生活部長。

〔市民生活部長 青森 浩 登壇〕

○市民生活部長（青森 浩） 認第1号専決処分の承認を求めることについて、御説明を申

上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が公布され、平成26年4月1日から施行されることになり、直ちに大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定が必要となりましたが、市長において、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると判断し、地方自治法第179条第1項の規定により、平成26年3月31日付で大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、議会に御報告し、これの御承認をお願い申し上げます。

それでは、改正条例の主な概要について御説明させていただきます。

1点目として、市民税に関する改正でございます。

肉用牛の売却による事業所得の免税措置等について、適用期限を3年間延長し、平成30年度までとするものでございます。

次に、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年間延長し、平成29年度までとするものでございます。

2点目として、固定資産税に関する改正で、固定資産税の課税標準の特例措置の見直しに伴い、次の資産がその価格に市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準とする特例の対象とされたため、その割合を定めるものでございます。

水質汚濁防止のための汚水または廃液の処理施設につきましては3分の1に、大気汚染防止法に規定する指定物質排出抑制施設につきましては2分の1に、土地汚染対策法に規定する特定有害物質排出抑制施設につきましては2分の1に、地下街等における浸水防止用設備につきましては3分の2に、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器につきましては4分の3とするものでございます。

次に、改正耐震改修促進法に基づき、耐震診断を義務づけられた不特定多数の者が利用する大規模な建築物等のうち、平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に、国の補助を受けて耐震改修工事を実施したものに係る固定資産税について、工事完了後3カ月以内に市に申告したものに限り、工事が完了した年の翌年度から2年度分の税額の2分の1を減額する措置が設けられたことに伴い、当該措置を受けようとする者がすべき申告の規定を設けるものでございます。

次に、特例民法法人から一般社団法人または一般財団法人に移行した法人が設置する施設で、移行の日の前日において非課税とされていたものについて、平成25年度分まで固定資産税の非課税措置を継続する措置を廃止することに伴い、規定を削除するものでございます。

3点目として、都市計画税に関する改正で、地方税法等の一部が改正されたことにより、条例で引用している同法の規定が移動したことなどに伴い、必要な規定の整理を行うものでございます。

以上が、改正の主なものでございます。

最後に附則でございますが、施行期日に関する規定は附則第1条に、経過措置につきましては、市民税に関するものは附則第2条、固定資産税に関するものは附則第3条、都市



計画税に関するものは附則第4条に、それぞれ規定しております。

以上、簡単ではございますが、認第1号の説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております認第1号を採決いたします。

認第1号は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、認第1号は、これを承認することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第12～日程第14〔一括上程〕

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（寺岡公章） 日程第12、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第14、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 入山欣郎 登壇〕

○市長（入山欣郎） 諮問第1号から諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について、3件を一括して提案理由の御説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員であります古原陽子氏、弘兼秀子氏及び正木静夫氏の任期が平成26

年9月30日で満了となります。

古原氏は、平成8年9月1日から人権擁護委員として御活動されておられますが、長年、教育行政にも携わっておられ、また一方で平成19年までは地域自治会女性部の副部長としても御活躍され、経験が豊富で人望も厚く、地域の実情にも大変精通しておられます。

また、人権擁護委員としての使命及び職務を十分に理解されており、これまでの経験とあわせて、誠意と使命感をもって積極的な御活動を進められているところでございます。

弘兼氏は、平成17年10月1日から人権擁護委員として御活躍されておられますが、永年、文化・教育行政に携わっておられ、経験が豊富であり、また一方で更生保護や人権問題に係る自主的な団体に所属されておられ、主任児童委員などを歴任し、地域の実情にも大変精通しておられます。

また、市が進める文化活動の促進に対しましても、専門的な知識を持ったボランティアとして幅広い分野で御支援をいただいているところでございます。

正木氏は、平成23年10月1日から人権擁護委員として御活動されておられますが、永年、教育行政に携わっておられ、経験が豊富であり、子供たちとのかかわりを含め、広く人権課題に対しよき理解者であるとともに指導者として御活躍されてこられました。

また、平成22年からは、大栗林自治会会長、栗谷地区連合会副会長としても活躍され、人望も厚く、地域の実情にも精通しておられるところでございます。

任期満了に当たり、古原氏、弘兼氏及び正木氏が引き続き候補者として適任と考えますので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、推薦しようとするものでございます。

以上で、諮問第1号から諮問第3号の説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りします。

本3件は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、本3件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、本3件のうち、諮問第1号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号を採決いたします。

本件は、異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、異議ない旨を答申することに決しました。

次に、諮問第2号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第2号を採決いたします。

本件は、異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は、異議ない旨を答申することに決しました。

次に、諮問第3号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第3号を採決いたします。

本件は、異議ない旨を答申することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は、異議ない旨を答申することに決しました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第15～日程第16〔一括上程〕

議案第38号 大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について

議案第39号 大竹市火災予防条例の一部改正について

○議長（寺岡公章） 日程第15、議案第38号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について及び日程第16、議案第39号大竹市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

消防長。

〔消防長 西岡 靖 登壇〕

○消防長（西岡 靖） 議案第38号及び議案第39号の提案理由につきまして、一括して御説明を申し上げます。

最初に、議案第38号大竹市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

昨年12月、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が施行され、消防団のさらなる充実強化に取り組んでいるところでございます。

現在、本市の消防団員の定年年齢は、部長以下は60歳、副分団長以上は65歳となっており、経験のある優秀な消防団員が部長以下であれば、副分団長以上より先に退団することとなります。

このことは、消防団の充実強化にはマイナスとなるということが4月の消防団幹部会議で議論され、消防団長から定年延長の進言がございました。

これを受けまして、市といたしましては、優秀な消防団員の確保のため、また、他の市町の消防団員の状況を考慮いたしまして、全団員の定年年齢を65歳に統一するため、今回条例改正を御提案するものでございます。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

続きまして、議案第39号大竹市火災予防条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

本議案は、消防法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、平成25年8月に京都府で発生した花火大会火災を踏まえ、対象火気器具等の取り扱いに関する規定の整備のほか、屋外における催しの防火管理体制の構築を図るため、大規模な催しを主催する者に対して、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務の計画の作成等を義務づけるものでございます。

それでは、改正の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、対象火気器具等を祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合には、消火器の準備をした上で使用することを義務づけるものでございます。

次に、消防長は、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを指定催しとして指定することを定めるものでございます。

なお、この指定催しを指定する際には、あらかじめ催しの主催者の意見を聞き、指定した際には、主催者に通知するとともに、公示することとしております。

次に、防火管理といたしまして、指定催しの主催者に対しまして、防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成し、業務を行わせることを義務づけるものでございます。

また、原則として、開催する日の14日前までに当該計画を消防長に提出することを義務づけるものでございます。

次に、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防長に届け出をすることを義務づけるものでございます。

次に、罰則に関する事項といたしましては、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった指定催しの主催者に対し、罰則を科することを定めるものでございます。

最後に、附則でこの条例の施行日は平成26年8月1日としておりますが、この条例の施行日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の指定催しに関する規定は適用しないこととしております。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第38号及び議案第39号の御説明を終わります。

よろしく御審議賜り、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺岡公章） これより、一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本2件は、総務文教委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第17 平成26年請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

○議長（寺岡公章） 日程第17、平成26年請願第2号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願の要旨の朗読を省略します。

ただいま議題となっております平成26年請願第2号は、生活環境委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

本日、議決された各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（寺岡公章） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。この際、御通知申し上げます。

5月27日午前10時から生活環境委員会を、その終了後、総務文教委員協議会を、5月30日午前10時から総務文教委員会を、6月2日午前10時から岩国大竹道路対策特別委員会を、その終了後、まちづくり対策特別委員会を、その終了後、安心安全対策特別委員会を開会する旨、各委員長から通知を受けております。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了しました。

あす5月27日は、総務文教委員協議会終了後に開会いたします。

ただいま御出席の各位には、別に書面による御通知はいたしません。お含みの上、御参

+

集をお願いいたします。

今日は、これにて散会いたします。

13時59分 散会

+

+

+

(26. 5. 26)

上記、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成26年5月26日

大竹市議会議長 寺 岡 公 章

大竹市議会議員 細 川 雅 子

大竹市議会議員 上 野 克 己

+